

3. 日中活動系サービス





目次

Agenda

(1) 生活介護

(2) 短期入所

(1) 生活介護



基本報酬区分の見直し（サービス提供時間ごとの基本報酬の設定）

- 現在基本報酬は営業時間で設定されているが、今後は障害支援区分ごと及び利用定員規模に加え、**サービス提供時間別**に細やかに設定する。

※利用定員21人以上30人以下の場合

サービス提供時間	障害支援区分				
	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
3時間未満	449単位	333単位	228単位	204単位	185単位
3時間以上～4時間未満	575単位	427単位	293単位	262単位	236単位
4時間以上～5時間未満	690単位	512単位	351単位	313単位	284単位
5時間以上～6時間未満	805単位	597単位	409単位	366単位	332単位
6時間以上～7時間未満	1,120単位	833単位	570単位	510単位	463単位
7時間以上～8時間未満	1,150単位	854単位	584単位	523単位	475単位
8時間以上～9時間未満	1,211単位	915単位	646単位	584単位	536単位

基本報酬区分の見直し（利用定員ごとの基本報酬の設定）

- 利用定員ごとの基本報酬を**10人ごと**に設定する。

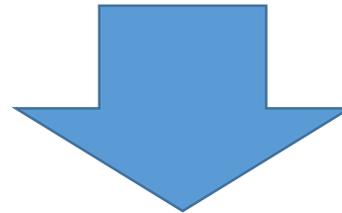


延長支援加算の見直し

- 基本報酬をサービス提供時間で8時間以上9時間未満まで設定することから、**9時間以上の延長支援を評価する。**
- **施設入所者**については、延長支援加算は**算定できない。**

【現行】

(1) 延長時間1時間未満の場合	61単位/日
(2) 延長時間1時間以上の場合	92単位/日



【見直し後】

(1) 所要時間9時間以上10時間未満の場合	100単位/日
(2) 所要時間10時間以上11時間未満の場合	200単位/日
(3) 所要時間11時間以上12時間未満の場合	300単位/日
(4) 所要時間12時間以上	400単位/日

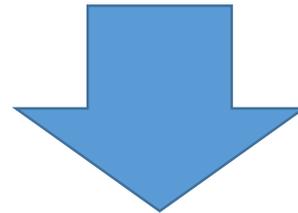


食事提供体制加算の見直し

- 通所系サービスにおける食事提供体制加算について**栄養面を評価しつつ経過措置を延長**（令和9年3月31日まで延長）。

【現行】

収入が一定額以下の利用者に対して、事業原則として当該施設内の調理室を使用して、食事の提供を行った場合に所定単位数を加算する。



【見直し後】

現行の要件に加え、①管理栄養士等が献立作成に関与又は献立の確認を行い、②利用者ごとの摂食量の記録、③利用者ごとの体重の記録を行った場合に、所定単位数を加算する。

(1) 生活介護



常勤看護職員等配置加算の拡充

- 看護職員の配置人数に応じた評価を行う。利用定員に応じ、所定単位数に常勤換算方法で算定した看護職員の数に乗じて得た単位数を加算する。

利用定員	単位
利用定員 5 人以下	32単位/日
利用定員 6 人以上10人以下	30単位/日
利用定員 11 人以上20人以下	28単位/日
利用定員 21 人以上30人以下	24単位/日
利用定員 31 人以上40人以下	19単位/日
利用定員 41 人以上50人以下	15単位/日
利用定員 51 人以上60人以下	11単位/日
利用定員 61 人以上70人以下	10単位/日
利用定員 71 人以上80人以下	8 単位/日
利用定員 81 人以上	6 単位/日

【例】

- ・ 利用定員15名の場合
28単位/日 × 常勤換算員数



入浴支援加算の創設

入浴支援加算【新設】 80単位/日

- ✓ 医療的ケアが必要な者又は重症心身障害者に対して、入浴に係る支援を提供した場合、1日につき所定単位数を加算する。

喀痰吸引等実施加算の創設

喀痰吸引等実施加算【新設】 30単位/日

- ✓ 医療的ケアが必要な者であって喀痰吸引等が必要なものに対して、喀痰吸引等を実施するものとして登録した事業所において、喀痰吸引等の実施のために必要な知識・技能を習得するための研修を修了した職員が喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

(1) 生活介護



強度行動障害を有する者の受け入れ態勢の強化 (重度障害者支援加算)

 = 新設

- 区分 6 以上行動関連項目 10 点以上の報酬区分を新設する。
- 強度行動障害支援者養成研修 (基礎研修) 修了者の加配要件を廃止し、**生活支援員に占める割合での評価**とする (生活支援員のうち基礎研修修了者の割合が 20% 以上)。
- 体制加算部分は廃止。

障害支援区分 4 以上				障害支援区分 6			
行動関連項目 10 点以上 ※実践研修修了者配置		行動関連項目 18 点以上 ※中核的人材養成研修修了者配置		行動関連項目 10 点以上 ※ 実践研修 修了者配置		行動関連項目 18 点以上 ※中核的人材養成研修修了者配置	
受入・体制 180 単位	初期 400 単位	個別支援 + 150 単位	初期 + 200 単位	受入・体制 360 単位	初期 500 単位	個別支援 + 150 単位	初期 + 200 単位

- ✓ 新たな加算要件に該当する場合は、令和 6 年 4 月中に障害福祉サービス受給者証を再発行します。
- ✓ 利用者が当該加算対象者かどうかは、**受給者証でご確認ください。**



目次

Agenda

(1) 生活介護

(2) 短期入所

(2) 短期入所



緊急時の重度障害者の受入機能の充実①（地域生活支援拠点等である場合の加算）

- **地域生活支援拠点等**に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事する者を配置する短期入所事業所において、**医療的ケア児者等の重度障害者**を受け入れた場合に加算する。

【現行】短期入所（加算）100単位/日 *拠点位置づけのみ 【見直し後】短期入所（加算）**200単位/日** *連携調整者配置

緊急時の重度障害者の受入機能の充実②（緊急短期入所受入加算）

- 短期入所における**緊急時の受け入れ**について、緊急時の受入体制構築を適切に評価する観点から緊急短期入所受入加算による評価を見直す。

短期入所における緊急時の受け入れについて、緊急時の受入体制構築を適切に評価する観点から緊急短期入所受入加算による評価を見直し。

【見直し後】福祉型 **270単位/日**、医療型 **500単位/日**

(2) 短期入所

福祉型強化短期入所サービス費における日中支援サービス類型の創設

- **福祉型強化短期入所サービス**において、医療的ケア児者の入浴支援等、日中の支援ニーズに応えるサービス類型を評価する基本報酬を創設する。

障害者	区分6	1,107単位/日
	区分5	977単位/日
	区分4	846単位/日
	区分3	784単位/日
	区分1及び区分2	715単位/日
障害児	区分3	977単位/日
	区分2	816単位/日
	区分1	715単位/日

- ✓ 医療的ケア児者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置している指定短期入所事業所において、**日中のみの指定短期入所を行った場合に**、1日につき所定単位数を算定する。

(2) 短期入所



医療的ケア児者の受入体制の拡充

- **福祉型短期入所サービス**について、医療的ケア児者を受け入れて対応している場合や、障害支援区分5・6の障害者を多く受け入れている場合に、医療的ケアを行う体制を評価するための加算を創設する。

医療的ケア対応支援加算【新設】 120単位／日

- ✓ 福祉型短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、看護職員を必要とされる数以上配置した上で、医療的ケア児者に対し、指定短期入所等を行った場合に、1日につき、所定単位数を加算する。

重度障害児・障害者対応支援加算【新設】 30単位／日

- ✓ 福祉型短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、**区分5もしくは区分6**または**障害児支援区分3**に該当する利用者の数が当該指定短期入所事業所等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上である場合に、1日につき、所定単位数を加算する。

(2) 短期入所



医療型短期入所における受入支援の強化

- 医療型短期入所サービスの利用を希望する医療的ケア児者に対して、利用する前から、事前に自宅へ訪問し、医療的ケアの手技等を確認した上で、新たに受け入れた場合を評価するための加算を創設する。

医療型短期入所受入前支援加算【新設】 (Ⅰ) 1,000単位／日 (Ⅱ) 500単位／日

- ✓ 指定短期入所事業所の職員が、利用を希望する医療的ケア児者に対して、当該指定短期入所事業所を**利用する前日までに**、自宅等へ訪問（※）し、医療的ケアの手技等を確認した上で、指定短期入所事業所等において、指定短期入所等を行った場合に、**当該指定短期入所等を開始した日について、所定単位数を加算**する。

※テレビ電話装置等を活用する場合は（Ⅱ）の単位数を算定する。

（２）短期入所

強度行動障害を有する者の受け入れ態勢の強化（重度障害者支援加算）

 = 新設

- ▶ 区分４・５の報酬区分を新設する
- ▶ 標準的な支援を推進するため、**強度行動障害支援者養成研修（実践研修）**修了者が作成した支援計画シート等により適切な支援を行った場合の評価を新設する。
- ▶ 基礎研修修了者の配置のみの加算部分は廃止

障害支援区分４以上

行動関連項目**10点以上**

※実践研修修了者配置

受入 30単位	体制 + 70単位
------------	--------------

行動関連項目**18点以上**

※中核的人材養成研修修了者配置

個別支援 + 50単位

障害支援区分６

行動関連項目**10点以上**

※**実践研修**修了者配置

受入 50単位	体制 + 100単位
------------	----------------------

行動関連項目**18点以上**

※中核的人材養成研修修了者配置

個別支援 + 50単位

✓ 新たな加算要件に該当する場合は、令和６年４月中に障害福祉サービス受給者証を再発行します。

✓ 利用者が当該加算対象者かどうかは、**受給者証**でご確認ください。